
プロジェクト 税効果会計

項目 親委員会及び専門委員会で聞かれた意見と対応の方向性

本資料の目的

1. 本資料は、第 298 回企業会計基準委員会（2014 年 10 月 23 日開催）（以下「親委員会」という。）及び第 10 回税効果会計専門委員会（2014 年 10 月 22 日開催）（以下「専門委員会」という。）で議論された以下の論点について、聞かれた主な意見と対応の方向性をまとめたものである。
 - (1) 監査委員会報告第 66 号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」（以下「監査委員会報告第 66 号」という。）の具体的な対応案の検討
 - (2) 長期解消将来減算一時差異に関する論点の検討
 - (3) 今後の検討の進め方

アプローチ 1 とアプローチ 2 に関する意見

親委員会及び専門委員会において聞かれた意見

2. 具体的な対応案の検討にあたり、2 つのアプローチのそれぞれにおいて各論点に対応する案を示した上で議論が行われた。
 - アプローチ 1：例示区分に関する原則的な考え方を整理し、その考え方に基いて分類する。
 - アプローチ 2：例示区分に該当する要件に基づいて分類する。

この 2 つのアプローチに関して、親委員会及び専門委員会では以下の意見が聞かれた。

アプローチ 1 を支持する意見

（専門委員会で聞かれた意見）

- (1) アプローチ 2 は、過去に過度に依存しているという問題意識に十分に対応できない。ただし、検討スケジュールの時間軸との関係で、監査委員会報告第 66 号について 2 段階の対応を行うのであれば、当面はアプローチ 2 を採用することも考えられる。
- (2) 企業が総合的な判断を行うことができるようになることが重要である。要件ベースを残すアプローチ 2 では画一的な運用に陥りやすい。

(親委員会で聞かれた意見)

- (3) 現行の運用が硬直的である、画一的であるとの問題意識に対応するためには、アプローチ1が適切である。ただし、アプローチ1では検討に時間がかかるということであれば、まずはアプローチ2を採用することも考慮できる。
- (4) 監査委員会報告第66号は、例示区分の要件の表現に一貫性がなく基本的な考え方が理解しにくい。これに対して、アプローチ1の表現は一貫した考え方に基づいており、理解しやすく、さらには国際的にも説明しやすい。
- (5) アプローチ1のほうが、IFRS又は米国会計基準の原則的な考え方に近い。

アプローチ2を支持する意見

(専門委員会で聞かれた意見)

- (6) アプローチ1は、例示区分の決定に際して指標を総合判断することを求めている、どの例示区分に該当するかについて、作成者と監査人の間で困難な議論となる可能性が高い。また、会計基準を最初から作成した場合には5区分になるとは限らないため、アプローチ1のほうがより論理的とも考えない。なお、作成者と監査人の間で困難な議論となっているという情報は、注記が必要ではないか。
- (7) 要件が重複しないアプローチ2のほうが、実務的に運用しやすい。また、アプローチ1では中長期計画を指標に含めているが、すべての会社が中長期計画を策定しなければならないかのように取られかねない懸念もある。
- (8) 過去への過度の依存、年数に弾力性を持たせるべきという問題意識に対しては、アプローチ2で十分対応できる。アプローチ1では監査委員会報告第66号の実務が定着していることによって得られていた予測可能性という利点が失われる可能性がある。
- (9) 作成者、監査人ともにアプローチ1では判断の負担が大きい。アプローチ2では画一的な運用に陥るとの懸念に対しては、判断指針を示す文章や、その前後の文章の表現を工夫することで対応できる。
- (10) アプローチ2のほうが現行実務と親和性が高く、今回の見直しによる変更点を説明しやすい。アプローチ1は、過去に重要な欠損金を計上し、将来は安定した課税所得が見込まれる場合には総合判断になるが、これが機能するかどうか疑問である。アプローチ2では画一的な運用に陥るとの懸念に対しては、過去と将来がリンクしていることを前提として過去をベースとした要件を定めることや、過去と将来がリンクしない場合に柔軟な対応を取ることを文章に織り込むことで対応できる。
- (11) 現行実務と連続性があること、上場会社の連結子会社のことも考慮すると、指標ではなく要件のほうが混乱なく運用できることから、アプローチ2を支持す

る。アプローチ1の例示区分に関する原則的な考え方を活かしつつ、要件と計上額はアプローチ2を採用することは考えられる。

- (12) アプローチ1では、経理担当者にとって何がどう変わったかが理解しにくい可能性を懸念する。アプローチ2では、例示区分が何を意図しているのかを文章に織り込むことが適切である。また、例示区分3号及び4号の見積可能期間の反証規定が限定的すぎて、実務的に機能するか懸念している。

(親委員会で聞かれた意見)

- (13) 上場会社に限らず、上場会社の子会社、さらには会社法の大会社に適用される適用指針になることを踏まえると、実務的に機能するアプローチ2が現実的である。
- (14) アプローチ2を支持する。意図した改善を図りつつ、意図せざる大きな影響が生じるリスクを避ける観点からは、むしろ、アプローチ2よりもさらに見直しが少ない方法のほうが望ましい。
- (15) 実務上のなじみやすさ、理解しやすさから、アプローチ2を支持する。

聞かれた意見に関する事務局提案

3. アプローチ1とアプローチ2のいずれについても支持する意見が聞かれていることから、当面はどちらかに絞り込むことなく、それぞれの具体的な対応案についてさらに検討を進めることとしてはどうか。

アプローチ1の原則的な考え方に関する意見

親委員会及び専門委員会において聞かれた意見

4. アプローチ1において、例示区分に関する原則的な考え方を次のように整理した上で議論が行われた。この点について、親委員会及び専門委員会では特に意見は聞かれなかった。
- 例示区分1号：長期的に高水準かつ安定的な将来の課税所得の発生が合理的に見込まれる会社等
 - 例示区分2号：長期的に安定的な将来の課税所得の発生が合理的に見込まれる会社等
 - 例示区分3号：長期的に安定的な課税所得の発生は見込まれないが、中期的には将来の課税所得の発生が合理的に見込まれる会社等
 - 例示区分4号：短期的にのみ将来の課税所得の発生が合理的に見込まれる会社等

- 例示区分5号：将来の課税所得の発生が合理的に見込まれない会社等

アプローチ1の指標に関する意見

親委員会及び専門委員会において聞かれた意見

5. アプローチ1における次の指標の案について、親委員会及び専門委員会では以下の意見が聞かれた。

例示区分	例示区分に含まれる状況を示す指標
例示区分1号	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 中長期計画を基礎として将来の課税所得を見積もった場合、期末における将来減算一時差異を十分に上回る課税所得を将来的に継続して計上することが見込まれている。 ✓ 当期及び過去において期末における将来減算一時差異を十分に上回る課税所得を計上している。
例示区分2号	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 中長期計画を基礎として将来の課税所得を見積もった場合、期末における将来減算一時差異を下回るものの安定した課税所得を将来的に継続して計上することが見込まれている。 ✓ 当期及び過去において連続して期末における将来減算一時差異を下回るものの安定的な課税所得を計上している。
例示区分3号	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 中長期計画を基礎として将来の課税所得を見積もった場合、課税所得が不安定であり将来的に課税所得が大きく増減することが見込まれている。 ✓ 当期及び過去の課税所得が不安定であり、課税所得が大きく増減している。
例示区分4号	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 当期又は過去において重要な税務上の欠損金を計上している。 ✓ 過去に重要な税務上の欠損金の繰越期限切れとなった事実があった。 ✓ 当期末において重要な税務上の欠損金の繰越期限切れが見込まれる。
例示区分5号	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 当期及び過去連続して重要な税務上の欠損金を計上している。

例示区分3号の「将来の課税所得が不安定」という表現に関する意見

(専門委員会で聞かれた意見)

- (1) 例示区分3号の指標として「将来の課税所得が不安定と見込まれる」ことが提案されているが、会社が将来の課税所得を見込む場合、多くは安定的な課税所得を見込むのではないか。将来の指標から例示区分2号に該当するが、過去の指標から例示区分3号に該当する場合に、実務的には、非常に判断が難しくなることを懸念する。
- (2) 将来の課税所得を不安定と宣言する経営者はいないのではないか。

(親委員会で聞かれた意見)

- (3) 例示区分3号の指標として「将来の課税所得が不安定と見込まれる」ことが提案されているが、「課税所得が不安定」という文言には、課税所得が急速に増加すると見込まれる場合も含まれ得る。例示区分3号は、不安定性に着目した記載よりも、十分な課税所得が確保されるかどうかに着目した記載にすることが考えられる。

中長期計画を基礎とした課税所得の見積りに関する意見

(親委員会で聞かれた意見)

- (4) 例示区分1号から例示区分3号の指標として「中長期計画」を基礎として将来の課税所得を見積った場合への言及があるが、中長期計画にあまり依拠した指標にしないほうがよい。戦略的な内容を中心とする中長期計画の場合、数字が積上げに基づいていない可能性がある。

過去の業績と将来の課税所得との関係に関する意見

(専門委員会で聞かれた意見)

- (5) 例示区分1号から例示区分3号について提案されている将来の指標について、過去の事実とリンクづける文言を追加することが適切である。

指標に関するその他の意見

(専門委員会で聞かれた意見)

- (6) 例示区分4号及び5号の指標には、例示区分1号から3号の指標と異なり、将来の課税所得を見積った場合の指標が含まれていないが、過去をベースとした指標だけでなく、将来をベースとした指標を含めることが適切ではないか。

聞かれた意見に関する事務局提案

6. アプローチ1の指標に関する意見に対して、以下のとおりに対応してはどうか。

- 例示区分3号の「将来の課税所得が不安定である」という表現は適切でないとの意見が多く聞かれたため、例示区分3号の原則的な考え方を、「課税所得の発生が不安定であり、長期的に課税所得が発生することを合理的に見込むことが困難な会社」としてはどうか。
- 将来の課税所得の見積りにおいて、中長期計画にあまり依拠すべきでないという指摘、将来の指標を過去の事実とリンクさせるべきという指摘が聞かれたため、将来の課税所得を見積もる際に、中長期計画だけでなく当期及び過去の課税所得の推移などの複数の要素を勘案する方向性としてはどうか。また、中長期計画の数値を修正する際に用いる内部の情報に、過去における中長期計画の達成状況なども含めることとしてはどうか。
- 例示区分4号及び5号についても将来をベースとした指標を含めるべきとの意見に対応して、翌年度における課税所得の状況を指標に加えてはどうか。

アプローチ2の例示区分4号ただし書きに関する意見

親委員会及び専門委員会において聞かれた意見

7. アプローチ2における例示区分4号ただし書きの要件に関して、次の案を示した上で議論が行われた。

- 中長期計画を基礎として将来の課税所得を見積もった場合、期末における将来減算一時差異を下回るものの安定した課税所得を将来的に継続して計上することが見込まれていることを合理的に説明できる場合を例示区分2号に該当するものとして取り扱う。
- 中長期計画を基礎として将来の課税所得を見積もった場合、将来的に課税所得が大きく増減することが見込まれていることを合理的に説明できる場合を例示区分3号に該当するものとして取り扱う。

この要件に関して、親委員会及び専門委員会では以下の意見が聞かれた。

例示区分4号ただし書きの要件（例示区分3号と取り扱う場合）に関する意見

（専門委員会で聞かれた意見）

- (1) 例示区分4号ただし書きの要件（例示区分3号と取り扱う場合）として「将来的に課税所得が大きく増減することが見込まれている」ことが提案されている

が、経営者は将来を安定的と見込むことが多いと考えられるため、表現に工夫が必要である。

- (2) 例示区分4号ただし書きの要件（例示区分3号と取り扱う場合）として、「将来的に課税所得が大きく増減することが見込まれている」ことが提案されているが、会社が自ら将来を不安定と宣言しないのではないか。

（親委員会で聞かれた意見）

- (3) 例示区分4号ただし書きの要件（例示区分3号と取り扱う場合）として「将来的に課税所得が大きく増減することが見込まれている」ことが提案されているが、「課税所得が大きく増減する」場合には「課税所得が大きくマイナスとなる」場合が含まれ得るから、表現の見直しが必要である。

- (4) 例示区分4号と例示区分3号の両方に該当する場合に、例示区分4号と取り扱うのか、例示区分3号と取り扱うのかを明確にする必要がある。

中長期計画を基礎とした課税所得の見積りに関する意見

（親委員会で聞かれた意見）

- (5) 例示区分4号ただし書きの要件として「中長期計画」を基礎として将来の課税所得を見積った場合とされているが、中長期計画にあまり依拠した要件にしないほうがよい。戦略的な内容を中心とする中長期計画の場合、数字が積上げに基づいていない可能性がある。

- (6) 減損会計で用いられる中長期計画は、特定の投資に対する計画であるため精度が比較的高いのに対し、会社全体の計画は相対的に精度が低く、要件の基礎として使えるか疑問がある。将来の計画そのものではなく、過去の計画と実績との乖離の有無や程度を織り込むことが考えられる。なお、公式に公表された計画そのものを指す「中長期計画」という用語を用いずに、予定されていた欠損金の計上との乖離といった表現とすることも考えられる。

- (7) 業績管理に用いられる短期計画とは異なり、中長期計画は事業戦略の方向性を示すことに焦点があり、企業や業種により精度はさまざまである。客観的な証拠に基づいて作成者が監査人に対して納得できる説明ができれば良いのであって、「承認された中長期計画」に限定するような表現は適切ではない。

- (8) 減損会計とは異なり、会社全体の中長期計画を要件として用いることは難しいのではないか。

- (9) 要件として用いられている中長期計画について、さらに詳細なガイダンスを監査上の取扱いとして示すことも考えられるのではないか。

聞かれた意見に関する事務局提案

8. アプローチ2の例示区分4号ただし書きに関する意見に対して、以下のとおりに対応してはどうか。
- 例示区分4号ただし書きにおいて例示区分3号と取り扱う要件について適切でないという意見が聞かれたため、この要件を「将来の課税所得を見積もった場合、将来的に課税所得は発生するがその発生が不安定と見込まれていることを合理的に説明できる場合」としてはどうか。
 - 将来の課税所得の予想において中長期計画にあまり依拠した要件にすべきでないとの指摘に対応して、中長期計画だけでなく、重要な税務上の欠損金の発生原因や当期及び過去の課税所得の推移など複数の要素を勘案する方向性としてはどうか。また、中長期計画の修正に用いる内部の情報に、過去における中長期計画の達成状況なども含める方向性としてはどうか。

スケジュールリング不能な将来減算一時差異に関する意見

親委員会及び専門委員会において聞かれた意見

9. 繰延税金資産の計上額について、限定した種類の将来減算一時差異について上限額を設けたうえで回収可能とすること、例えば、上場株式の減損に係る将来減算一時差異について平均的年間課税所得水準の範囲内で回収可能と判断する提案について議論が行われた。この点に関して、親委員会及び専門委員会では以下の意見が聞かれた。

事務局提案を支持する意見

(専門委員会で聞かれた意見)

- (1) 提案はひとつの考え方としてはあり得るのではないかと。ただし、どういう項目に限定するのがよいかを決めるのは難しいかもしれない。
- (2) 流動的な市場の有無で区別して限定列挙する提案は興味深いアイデアである。この取扱いだけが細かすぎるという懸念があるのであれば、本文ではなく設例に含めることは考えられないか。

事務局提案に反対する意見

(専門委員会で聞かれた意見)

- (3) スケジュールリング不能ということは、経営者が節税メリットを取る意思を持たないということであるのにも関わらず、回収可能性があるとするのは矛盾である。

る。

- (4) 提案の意図は理解するが、非常に限定的であり、問題意識に対する対応として有効かどうかは疑問である。
- (5) 限定列举や上限を設けることに反対である。例外となる事象を限定することは困難であり、上限を超えても回収可能である場合があるからである。例示区分2号に該当するからといって、スケジューリング不能な将来減算一時差異は一律に回収可能性がないとする取扱いに対して、より定性的に反証可能とする規定を設けることが望ましい。

聞かれた意見に関する事務局提案

10. スケジューリング不能な将来減算一時差異に関する意見に対して、以下の方向性が考えられるか。

- スケジューリング不能な将来減算一時差異について回収可能性を見るべきでないとする意見が聞かれた一方、将来減算一時差異の解消時期が特定できないからといっても一律に回収可能性がないとは言えないとの意見も聞かれていることから、例示区分2号の会社については一定の要件に該当する場合には繰延税金資産の回収可能性があることとしてはどうか。

その際、回収可能とする一時差異の項目を限定することや繰延税金資産の計上額に上限を設けることに反対する意見が聞かれたことに対応し、基準において回収可能とされる一時差異の項目や上限額を特定することなく、例示区分2号の場合にスケジューリング不能な将来減算一時差異の回収可能性を合理的に説明できる場合には反証可能としてはどうか。

見積可能期間に係る反証可能規定に関する意見

親委員会及び専門委員会において聞かれた意見

11. 繰延税金資産の計上額について、見積可能期間に係る反証可能規定に関する次の提案について議論が行われた。

- 5年を超える期間においてスケジューリングされた一時差異等に係る繰延税金資産について回収可能であることを合理的に説明できる場合には、その範囲における繰延税金資産は回収可能性があるものとする。
- 翌年度を超える期間においてスケジューリングされた一時差異等に係る繰延税金資産について回収可能であることを合理的に説明できる場合には、その範

囲における繰延税金資産は回収可能性があるものとする。

この提案に関して、親委員会及び専門委員会では以下の意見が聞かれた。

事務局提案を支持する意見

(専門委員会で聞かれた意見)

- (1) 数値基準に柔軟性を持たせる方法としては、提案されているように、上限を定めたいうで反証可能とする方法に賛成である。見積可能期間に範囲を設ける方法は、範囲に根拠を持たせることが困難である。
- (2) 提案されているように、上限を定めたいうで反証可能とする方法に賛成である。

事務局提案に反対する意見

(専門委員会で聞かれた意見)

- (3) 例示区分3号の場合に「合理的な説明」により計上額の反証ができる提案がなされている。しかし、そもそも例示区分3号は将来の課税所得が不安定な会社であるから「合理的な説明」は困難ではないか。アプローチ2では、例示区分4号ただし書きで例示区分2号に該当するものとして取り扱われる場合があるとの提案となっており、運用が硬直的との問題意識にすでに相当に込んでいる。例示区分3号の場合に5年超の反証を認める必要性は少ないのではないか。
- (4) 例示区分3号及び4号について「合理的に説明できる場合」には回収可能性があるとの反証可能規定が提案されている。もともとスケジューリングが「合理的な説明」であるべきであるから、スケジューリングが「合理的な説明」でなくてもよいとの誤解を招かないような表現の工夫が必要である。

ガイダンスの要否に関する意見

(専門委員会で聞かれた意見)

- (5) 実務で議論になるのは繰越欠損金に係る回収可能性について、5年超の課税所得に基づくことができるかどうかであろう。そのようなケースについて、今回提案されている文言だけでは、実務的な運用が困難ではないか。

(親委員会で聞かれた意見)

- (6) どのような場合に反証可能であるかについて、さらに詳細なガイダンスを監査上の取扱いとして示すことも考えられるのではないか。

聞かれた意見に関する事務局提案

12. 見積可能期間に係る反証可能規定に関する事務局提案を支持する意見が聞かれた一

方で、反対する意見やガイダンスを求める意見が聞かれた。これらの意見を受けて、以下のとおりに対応してはどうか。

- 例示区分3号の場合に5年超の反証を認める必要性が少ないとの意見が聞かれたが、企業によって状況は様々であり、繰延税金資産の回収可能性がある状況がありえないとは言えないことから、例示区分3号の場合についても反証規定を設ける方向性を維持してはどうか。

長期解消将来減算一時差異に関する意見

親委員会及び専門委員会において聞かれた意見

13. 長期解消将来減算一時差異に関する論点の検討にあたり、以下の2つの案を示した上で議論が行われた。

- 案1：取扱いを見直すことは慎重に考えたほうがよいと思われ、当面は対応を図らない方向性とする。
- 案2：監査委員会報告第66号における長期解消将来減算一時差異の取扱いとそれ以外の長期項目の取扱いの相違、及び、償却資産の減損損失の取扱いと建物の減価償却超過額の取扱いの相違の理由を検討したうえで、見直しを図るかどうか検討する。

この2つの案に関して、親委員会及び専門委員会では以下の意見が聞かれた。

案1を支持する意見

(専門委員会で聞かれた意見)

- (1) 取扱いを見直すことの影響を懸念するため、当面は対応を図らない方向性を支持する。
- (2) 例示区分3号についての建物の減価償却超過額の取扱いそのものが例外的取扱いであり、当該取扱いと償却資産の減損損失の取扱いが整合的でないこともやむを得ない面があること、回収可能性の実務指針を先行して移管する進め方を制約として考慮すると、当面は対応を図らない方向性を支持する。
- (3) 仮に取扱いを見直す場合には、その影響を十分に検討する必要があるため、全体の進め方を制約とする中では、当面は対応を図らない方向性を支持する。

(親委員会で聞かれた意見)

- (4) 全体の進め方を時間的な制約として考慮すると、当面は対応を図らない方向性でやむを得ない。
- (5) 取扱いを見直すことの影響が大きいことや、全体として見直し範囲を回収可能性に

- 限定する方向で進めることを考慮すると、当面は対応を図らない方向性を支持する。
- (6) 意図した改善を図りつつ、意図せざる大きな影響が生じるリスクを避ける観点から、十分なインパクト・スタディが実施できない懸念が残る中では、当面は対応を図らない方向性でやむを得ない。
- (7) 償却資産の減損損失と建物の減価償却超過額や退職給付引当金とでは、性質が異なると考えている。

案2を支持する意見

(専門委員会で聞かれた意見)

- (8) 償却資産の減損損失の取扱いと建物の減価償却超過額の取扱いを相違させるべきかどうかについて、十分に議論すべきである。
- (9) 償却資産の減損損失の取扱いと建物の減価償却超過額の取扱いの相違の理由を検討すべきである。なお、将来減算一時差異の性質の相違が、異なる取扱いとなる点を明らかにすることが重要であり、結果として取扱いの見直しは必要ないという結論になる可能性がある。
- (10) 取扱いの相違の理由を検討した上で、見直しを図るかどうか検討する案を支持する。ただし、将来、再度議論するのであれば、現時点では対応を図らないこともやむを得ない。

(親委員会で聞かれた意見)

- (11) 建物の減価償却超過額と償却資産の減損損失は性質が類似していると考えている。仮に取扱いを見直す場合の影響が大きいことも踏まえつつ、両者の取扱いの相違の理由を検討すべきである。
- (12) 建物の減価償却超過額と償却資産の減損損失は同じ性質であるから、両者の取扱いを同様にすべきである。

聞かれた意見に関する事務局提案

14. 案1を支持する意見と案2を支持する意見が聞かれており、また、全体としての見直し範囲とも関連するとの意見が聞かれていることから、監査委員会報告第66号の具体的な対応案(審議事項(4)-2 参照)に関する方向性が明らかになってきた時点で再度検討を行うこととしてはどうか。

今後の検討の進め方に関する意見

親委員会及び専門委員会において聞かれた意見

15. 繰延税金資産の回収可能性に関わるグループ2の検討状況を踏まえ、今後の検討の

進め方について、以下の案を示した上で議論が行われた。

- 繰延税金資産の回収可能性に関する実務指針は、先行して移管することとし、残りの実務指針については、その後、一括して移管する。
- 仮に、繰延税金資産の回収可能性に関する実務指針を先行して移管することとした場合、税効果会計の基準体系は以下ようになる。

最終的な体系（案）
・ 税効果会計に係る会計基準
・ <u>税効果会計に係る会計基準の適用指針（仮称）*1</u>
・ <u>繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針（仮称）*2</u>
・ <u>中間財務諸表等における税効果会計に関する適用指針（仮称）*3</u>
・ 「法人税、住民税及び事業税」等の会計処理に関する適用指針（仮称）*4

*1 連結税効果実務指針、個別税効果実務指針及び税効果 Q&A（回収可能性に関する部分を除く）を移管することを暫定的に想定している。

*2 連結税効果実務指針、個別税効果実務指針及び税効果 Q&A（回収可能性に関する部分）並びに監査委員会報告第 66 号及び監査委員会報告第 70 号を移管することを暫定的に想定している。

*3 中間税効果実務指針を移管することを暫定的に想定している。

*4 諸税金に関する実務指針を移管することを暫定的に想定している。

この案に関して、親委員会及び専門委員会では以下の意見が聞かれた。

事務局提案を支持する意見

（専門委員会で聞かれた意見）

- (1) 提案されている税効果会計の基準体系に異論はない。
- (2) 全体の方向性を支持する。なお、ASBJ の会計基準における繰延税金資産の回収可能性に関する部分を、回収可能性に関する適用指針に含めるかどうかを検討すべきである。
- (3) 回収可能性に関する適用指針を分けた場合に、現時点では問題が生じるとは考えられないため、方向性を支持する。
- (4) 回収可能性に関する適用指針を分けることに問題はないと考える。

（親委員会で聞かれた意見）

- (5) 回収可能性に関する適用指針を先行して移管することは、その重要性や緊急性から支持する。
- (6) 回収可能性に関する適用指針を先行して移管することを支持する。
- (7) 回収可能性に関する適用指針を先行して移管することは、現実的にはやむを得ない。

聞かれた意見に関する事務局提案

16. 事務局提案を支持する意見が多く聞かれていることから、繰延税金資産の回収可能性に関する実務指針（「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針（仮称）」）を先行して移管し、残りの実務指針については、その後、一括して移管する方向性としてはどうか。

以 上